

会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和6年1月から同年3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として3割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 営業損害（追加的費用） 553,000円

（自 令和6年1月17日 至 令和6年3月27日）

2 本件和解仲介に関する弁護士費用 16,590円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金569,590円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月7日

（仲介委員 河合 健司）